

令和6年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

当館は「湖と人間」がよりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成27年度から令和2年度にかけて展示交流空間のリニューアルを行い、令和2年10月にグランドオープンした。また、令和3年度からは、「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画」に沿って広報を実施しているところである。

については、当館の魅力や事業に関する情報を発信するため、パブリシティを展開し、博物館の認知度向上につながる効果的な事業を実施する。

なお、業務は、専門的な知識や豊富な実践経験を持つ民間事業者に委託することとし、本仕様書および実施要領に基づき、業務の契約業者を決定するものとする。

2. 委託業務の名称

令和6年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

4. 目標

5. 業務内容の（3）の認知度調査における特定の項目において、令和5年度末時点と令和6年度実施分を比較して認知度がアップすることを目指す。

5. 業務内容

（1）メディアへのアプローチ

以下の業務を参考に、ふさわしい内容を提案すること。

- ・PR事務局の設置（メディアからの問い合わせ窓口業務）
- ・メディアへの営業活動…以下の予見事項を中心に全国展開しているメディアへの効果的な営業を実施すること。

【予見事項】企画展示「湖底探検Ⅱ～水中の大草原を追う～（仮）」

実施予定時期：7月下旬～11月下旬

ギャラリー展「鉱物・化石展2024「大地に夢を掘る」（仮）」

実施予定時期：4月下旬～6月上旬

クラウドファンディング第2弾

実施予定時期：未定

びわ博フェス2024

実施予定時期：11月中旬～下旬

- ・雑誌、web記事等の掲載原稿の作成および校正確認

【留意点】

- ・広報活動は年間を通したものとする。
- ・アプローチするメディアについては毎月開催する定例会議の中で甲乙協議の上決定する。

（2）YouTube 動画制作およびweb 広告の配信

- ・当館の公式YouTubeチャンネル「びわこのちからチャンネル」にて配信する動画の制作（6本以上・ショート動画はこれに含まない）、アップロードおよびweb 広告の配信を行うこと。
- ・博物館の収蔵資料や所属学芸員の特色を活かし、長年使用できる動画を作成すること。
- ・琵琶湖博物館のファンとなる人々を獲得できるような動画を作成する。その指標として当館の公式YouTubeチャンネル「びわこのちからチャンネル」の登録者数が、令和6年度末で3200人以上になることを目指すこと（2024年1月31日時点のチャンネル登録者数：2610人）。

(3) 認知度調査の実施

回収件数：2000 件

設 問：令和 5 年度アンケート調査に同じ（内容については説明会にて公開）。

設問数：15 問程度

対 象 者：滋賀・京都・大阪・兵庫・岐阜・三重・愛知に住む 20～60 代の男女

実施時期：年度末に 1 回実施

調査方法：広く一般に調査対象を募ることができる web 上のツール

そ の 他：調査を行うツールや質問項目については、甲乙協議の上決定する。

(4) 定例会議の実施

開催頻度は月 1 回以上とし、受託者は前月分のメディアへのアプローチ状況や露出状況の報告、広告換算額の算出、議事録の作成を行うこととする。なお、定例会議については ZOOM 等の web 会議も可能とする。

(5) 事業実施報告書の作成

業務終了後、速やかに報告書を 1 部提出すること。

6. 委託料の請求および支払

精算払いとする。

なお、支払いに際しては、年度払い、または月払いとし、当年度分もしくは当月分の「請求書」および「業務報告書」を提出し、提出後 30 日以内に支払いを行うものとする。

7. 留意事項

(1) 本仕様書に定めのない事項および本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、協議を行うこととする。

(2) 本業務委託に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は滋賀県から委託料が支払われたときに譲渡するものとする。

(3) 別添「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画（※1）」、「琵琶湖博物館要覧（※2）」、「琵琶湖博物館年報（※3）」を熟読の上、ふさわしい内容を提案すること。

データについては以下よりダウンロードをお願いします。

※1 <https://www.biwahaku.jp/uploads/ddc4eed24fa2aea4e19ca7fe2745a571edae6b28.pdf>

※2 https://www.biwahaku.jp/uploads/yoran_FY2016.pdf

※3 <https://www.biwahaku.jp/research/publication/report/>

(4) その他、業務内容に変更がある場合には毎月開催する定例会議の中で甲乙協議の上決定する。

(5) 個人情報の取扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守すること。